

## (19) 特別な事情による区域外就学<1>

### 1 特別な事情による区域外就学について

通常の区域外就学の手続については、他自治体と同様の基準を設け、関係自治体との協議により就学を承諾しているが、配偶者からの暴力（DV）や債務の悪質な取立から逃れる等を理由とする特別な事情による区域外就学の事案については、内容の深刻さや必要資料等の状況が異なるという理由から、個別に対応をしている。その場合、

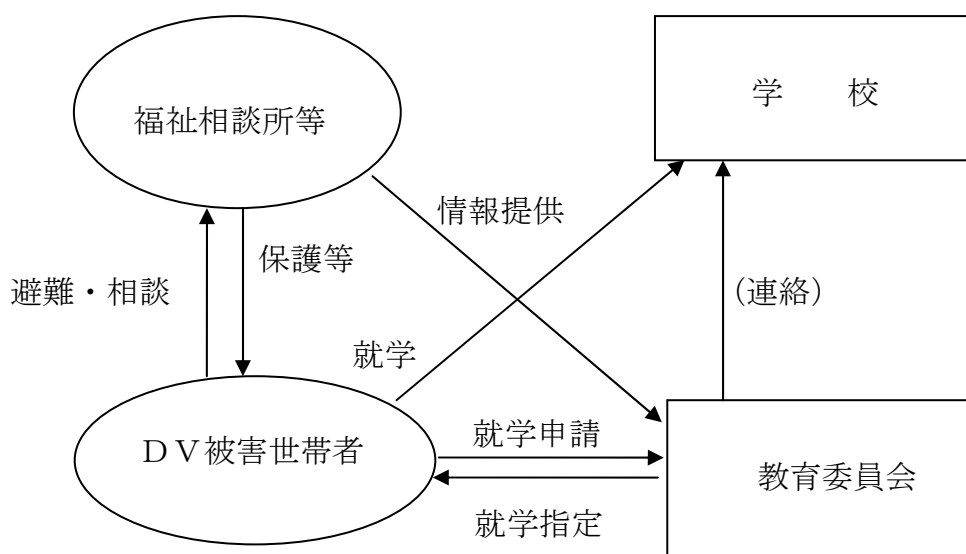
- ① 当事者たる子どもが学齢期であること
  - ② 本市町村に生活の本拠があること
  - ③ 住民票の異動が出来ないことについて配慮すべき特別な事情があること
- 等が確認できれば、緊急避難的に区域外就学として受入れている。

### 2 許可に当たっての手続きについて

配偶者からの暴力や債務の悪質な取立から逃れる等を理由とする特別な事情によって、住民票を異動させることが出来ない家庭の児童生徒の就学については、義務教育への就学機会の確保という観点から、上記①～③が確認できれば区域外就学として受け入れている。

また、在籍校に行き先を秘密にしておきたいという保護者の意向があれば、本市町村の受入校から、従前の在籍校への転入学の通知等について配慮する取り扱いも行っている。

(区域外就学許可までの事務の流れ)



### 3 具体的事例

#### (1) 背景

保護者である母親は、夫の暴力に耐えかね、A市町村より子どもともに家を出て、配偶者からの暴力についての県の相談機関の担当者から助言も受けながら、本市町村にアパートを借りて住み始めた。A市町村を出るにあたり、子どもの学校にも転出することは伝えておらず、また夫の探索をおそれて、住民票の異動も行っていなかった。

子どもの就学に関しては、県の担当者から住民登録がなくても認められる場合があると助言され、本市町村教育委員会へ来庁相談があったものである。

#### (2) 就学への流れ

##### ① 状況の確認

- 子どもの氏名、生年月日は、母親が持参した住民登録地の住民票写しで確認した。
- 本市町村での居住地は、母親名義で締結されたアパートの賃貸借契約書で確認した。
- 相談に来庁した保護者の申し出内容から、夫が探索を行う可能性が高く、住民票を異動させることは現時点で困難な状況にあると判断した。

##### ② 申請書等の提出

保護者に就学申請書を記載させ、住民登録地の住民票写しとアパートの賃貸借契約書の写しを添付資料として申請を受理。併せて誓約書（申請内容に虚偽があれば取り消されても異議がないこと、本市町村への住民登録が可能な状況になれば速やかにその手続きを行うこと）を提出してもらった。

##### ③ 受入学校への状況報告

保護者による申請書提出と併せて、受入先となる学校に対しては、校長へ電話で状況を伝え、受入に際しての配慮、特に個人情報の管理についての細心の注意を払うよう要請した。

##### ④ 住民登録地との協議

区域外就学の協議の実施に際し、保護者から、従前の在籍校には転校先の学校等を秘匿していただきたい旨の強い申し出があったため、住民登録地の教育委員会担当者と電話で協議を行った。その協議に基づき、従前の在籍校には住民登録地の教育委員会より当該児童の転出したことを伝えること、関係書類等のやりとりについては教育委員会を通して行うこととした。

### 4 評価等

配偶者からの暴力被害や悪質な債権取立被害という特殊な状況下において、学齢期の子どもが市町村内に居住している場合においては、居住の事実を重視して、当該児童生徒の就学を認めている。こうした事案の多くは、相談や通報を受けた市町村の担当課や福祉事務所等が、当事者への必要な支援の一環として、教育委員会や児童相談所など関係各方面と情報提供等の連携を行っているため、教育委員会としては、当事者からの説明等に特段の疑義がない限り、早期就学に向けた対応をすることが可能となる。

本事案の場合、子どもが早期に学校に通えるようになったことにより、母親が早い段階から当地での就職活動を開始できるなど、結果的に当該世帯の生活再建に繋がったように思われる。

今後は、特別な事情のある場合の区域外就学を行う上で、様々な課題に適切に対処していくことはもちろんであるが、配偶者からの暴力被害者として就学の受け入れを行った場合には、加害者が児童生徒の所在確認を強硬に要求することがある等の事例もあるため、個人情報をもどのように管理、共有していくかが大きな課題である。